名古屋市住宅都市局建築指導部

屋根がかりのある公開空地等における建築基準法上の床面積の取扱いについて

平素より本市建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年3月13日付け事務連絡で国土交通省住宅局建築指導課から別添のとおり通知がありました。そこで、建築指導行政の円滑な推進のため、建築基準法第59条の2に基づく総合設計制度などによる公開空地等の公開性や利用形態等を踏まえ、屋根がかりのある公開空地等における床面積の取扱いを、下記のとおり定めましたので周知いたします。

記

ピロティや庇など建築物の部分によって覆われている部分(以下「屋根がかりの部分」 という。)の公開空地等*で、「屋内的用途に供しない部分」とするものは、以下に該当 し、かつ、市長が支障がないと認めるものとする。

- (1) 使い方は、避難及び移動等円滑化に配慮されたものであること。
- (2) 設置物は、任意に移動できるものであること。
- (3) 使用部分は、原則として奥行きが屋根がかりの部分の天井又ははり下の高さのうち小さい寸法以下の範囲内であること。
- ※公開空地等とは、総合設計制度や高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区などにより設けられる日常一般に開放された空地をいう。

以上

事 務 連 絡 令和5年3月13日

各都道府県 建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いについて

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

「令和4年の地方分権改革に関する提案募集」において、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、沿道建築物の1階部分において、賑わい空間の創出に資するピロティの設置を促進するため、当該ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いを明確化するよう提案がなされたところです。

当該提案を踏まえ、令和4年12月20日に「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたことから、ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いについて、下記のとおり連絡しますので、判断にあたっての参考としてください。

貴課におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検 査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

建築物の床面積の算定にあたり、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないピロティについては、床面積に算入しないものとする。

なお、ピロティが屋内的用途に供するか否かについては、想定される使用状況など、 個々の計画内容に応じて適切に判断すること。

以上